



宴

桜の樹の下には屍体が埋まっている！

これは、遊蕩三昧の生活を送って天逝したある詩人の短編の一節だが、桜の花の美しさを表現するのに、春の憂鬱に失語症となった私には、この言葉ほどピッタリするものはない。山裾でもいい、夜の公園でもいい、満開の桜の花のかたわらにしばし佇んでみたまえ。酒精に研ぎすまされた詩人の感覚でなくとも、神秘的な、幻覚にた信じられない雰囲気につつまれてゆくはずである。

とは言え、彼の不安を知ってか知らずか、4月の夕暮ともなれば我々は、今年もまたぞろ桜の木の下で円座を囲み、いつしか宵霞の中に全てを忘れてゆくのである。

4月のおもな行事

- 6～10日 昭和56年度学校基本調査市町村説明会(県内4会場)
- 8日 全国都道府県統計主管課長会議(東京都、総理府)
- 9日 昭和55年国勢調査指導員及び調査員の表彰伝達式(水戸市、県民文化センター)
- 10日 都道府県統計主管課庶務主任者会議(東京都、行政管理庁)
- 13～17日 昭和56年度学校保健統計調査説明会(県内5会場)
- 15日 昭和56年度地方別統計主管課長会議(埼玉県、総理府)
- 20～24日 昭和56年度学校基本調査高等学校等説明会(県内4会場)
- 21～22日 昭和56年事業所統計調査第一次地方別事務打合せ(東京都)
- 23～24日 関東甲信静ブロック統計主管課庶務主任者会議(栃木県) 市町村所得推計説明会(水戸市、土浦市)
- 24日 全国都道府県統計主管課長会議(東京都、通商産業省)
- 27～28日 昭和56年事業所統計調査地方別庶務主任者会議(山梨県)
- 28日 市町村統計主管課長会議(水戸市)

昭和55年国勢調査をふり返って……………

はじめに

117,057,485人。これは昨年12月に公表された昭和55年国勢調査による人口である。この調査のために、全国で約75万人の調査員、約6万人の指導員が動員されたほか、都道府県、市区町村職員等数多くの人が調査に従事した。実際の調査段階では、新聞紙上をにぎわした幾つかの問題はあったものの、大局的にはおおむね順調に調査を終了することができた。これもひとえに国民の理解ある協力と前記の調査関係者の尽力に負うところが大きいといえよう。

国勢調査は、5年ごとに実施されているが、その準備業務は、次回の調査にそなえて、調査が終ると間もなくから開始されている。今回の調査においても同様であるが、組織的に業務計画の検討が開始されたのは、昭和52年4月に総理府統計局内に局の幹部で組織された「昭和55年国勢調査準備委員会」が設置されてからである。その後調査の実施段階までには幾多の経緯を経ているが、都道府県・市区町村に関係する業務としても、昭和53年度から開始された試験調査にはじまり、54年度の調査区設定業務を経て、本調査の実施、さらには事後調査、事後報告会に至るまで足掛け3年度にわたる大事業であった。

この間、調査関係者には、ひとかたならぬ御苦労をおかけしたが、お陰で十分な成果をあげることができたと思う。調査が一段落したところで、今回の調査の実施経過をふり返ってみたい。

準備段階の業務

昭和55年国勢調査の計画に当たっては、昭和52年4月に、総理府統計局内に「昭和55年国勢調査準備委員会」を設置し、調査事項をはじめ調査方法、集計方法に関する基本的事項についての検討が行われており、昭和53年12月には、これが「企画委員会」に切り替えられ、試験調査の実施や調査区の設定等準備段階での計画が進められてきた。

特に今回の調査では、最近における社会情勢の変化に対応して、調査上の各種の問題点の検討を必要とすることから、従来、調査実施年の前年度において実施していた試験調査の実施時期を早め、昭和53年度からこれを開始し、53年度に2回、54年度に2回、計4回にわたり試験調査を実施し、調査事項、調査票の設計、調査方法の適否についての検討を進めてきた。

また、調査区の設定は、一人一人の国勢調査員の受持ち区域を明確に示すために行うもので、昭和54年10月1日現

在で設定し、その後、市町村の境界変更などのため修正の必要が生じたものについては調査の実施時期までに修正が加えられている。今回の調査では約75万の調査区が設定された。

このほか、各省庁からの要望や意見を聴くため、昭和53年3月に「各省庁連絡会」が設置され、53年8月、54年2月と3回にわたり会議がもたれており、また、昭和54年8月には、行政管理庁長官から統計審議会に対し、国勢調査の計画全般について諮問が行われ、人口・労働統計部会での数回にわたる審議を経て、同年12月にその答申を得ている。

実施本部の設置

準備段階での4次にわたる試験調査の検討結果、統計審議会の答申、各省庁及び地方公共団体の意見、さらにはユーザーの要望等を踏まえ、昭和54年中にはおおむね計画の骨子が固められた。

調査実施年である昭和55年を迎え、総理府統計局の全組織をあげて国勢調査の実施に取り組むため、それまでの企画委員会を発展的に解消し、1月10日に「昭和55年国勢調査実施本部」が設置された。

この実施本部は、総理府統計局長を本部長に3部9班の編成とされ、それぞれその計画及び実施に関する事務を分担することとされた。

なお、全都道府県及びかなりの市町村において実施本部（または類似の組織）が設置された。

実行計画の決定

実施計画を実行に移していくための具体的な検討が、実施本部の各班ごとに進められ、55年3月までに、委託費の配分計画、調査用品の調達計画、広報計画の方針などが固められる一方、法的な手続きとして、統計法第7条の規定に基づく行政管理庁長官の承認手続き、調査実施のための命令（国勢調査令）の制定に関する事務が進められた。

調査用品については、整理統合できるものはこれを行ったが、新たに作成したものもあって、結局、前回（67種類）とほぼ同数の68種類となった（広報関係を除く）。国勢調査の場合、調査書類・用品は、他の調査に比べ種類、数量ともに格段に多く、その調達には綿密な計画が要求される。なお、調査票をはじめ調査関係書類の一部は、3月にはすでに印刷が開始されている。

また、国勢調査令については、従来は、国勢調査が実施

総理府統計局
国勢統計課課長補佐

権 名 克 夫

される年ごとに制定されていたが、今回からこれを恒久的な政令とし、昭和55年4月15日に政令第98号として制定公布された。

一方、広報計画については、基本的な方針として、前期、中期、後期と3段階に山場をセットし、国で行う広報と地方で行う広報とを連動的に実施し、広報効果を高めるよう計画された。国で行う広報は基本的には総理府広報室が一元的に実施することになっており、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌などを媒体とした広報は広報室に実施を依頼し、ポスター、パンフレットなどの広報資料は統計局において作成し、さらに、委託費に広報経費を前回に比べて大幅に増額して計上し、地方側においても国の広報と連動して、テレビ、新聞、交通広告などを中心とした広報の実施をお願いした。

事務打合せ会の開催

国勢調査は、内閣総理大臣(総理府統計局長)——都道府県知事——市町村長——国勢調査指導員——国勢調査調査員の系統で実施されるが、各段階でそれぞれ事務打合せ会が行われている。統計局と都道府県の間では、次の諸会議がもたれ、これらを受けて都道府県と市町村の間で事務打合せ会が行われている。

全国都道府県統計主管(部)課長会議……昭和55年4月18日に総理府統計局において、全国都道府県並びに政令指定都市の統計主管課長をはじめ担当者約180名の出席のもとに、国勢調査を主議題として会議が開催された。この会議では、小淵総理府総務長官の挨拶をはじめ、「国勢調査要綱」、「国勢調査令及び国勢調査規則」、「地方事務の概要」、「指示及び注意事項」等により、国勢調査実施の基本的事項についての打合せが行われた。

第1次地方別事務打合せ会……全国を8ブロックに分け、各地方ごとに昭和55年5月上旬から中旬にかけて、主として調査員が行うべき調査事務の詳細な内容及び市町村が行うべき事務について打合せを行った。全国8ブロックでの参加者の合計は約650人にのぼった。

地方別庶務主任者事務打合せ会……国勢調査の調査用品は種類も多く、その量もぼう大である。また、地方公共団体委託費も総額273億円という莫大な経費である。これらの用品の受理・保管及び市町村への配分並びに委託費の適正なる経理、さらには、指導員や調査員に公務災害が発生した際の対処方法等庶務的事項について打合わせるため、5月中旬に全国8ブロック別に庶務主任者を集めて会議が開

催された。

第2次地方別事務打合せ会……調査員の指導方法、指導員の事務を中心に打合せを行うため、6月9日から20日までの間に全国を16ブロックに分けて第2次地方別事務打合せ会が開催された。なお、この会議では、各都道府県における広報計画並びに調査員の指導方法などについての報告及び意見交換が行われた。

調査環境対策事務打合せ会……今回の調査では特に国民のプライバシー意識の高まりを背景に、調査上種々の問題が生ずる恐れが憂慮されたので、8月20日に都道府県の担当職員を統計局に集め、調査環境対策についての打合せ会を行った。この会議では、苦情処理に関する都道府県・市町村の体制の整備、プライバシー保護に関する指導及び苦情処理に関する指導が中心議題とされたが、併せて一橋大学堀部政男教授の「国勢調査とプライバシー」と題する講演が行われた。

国勢調査指導員及び国勢調査調査員の選任

国勢調査指導員及び国勢調査調査員は、それぞれ市町村長が選考し推薦した者について、都道府県の内申を得て、内閣総理大臣が任命した。したがって、身分は、一般職の非常勤国家公務員である。任命は、指導員については7月20日付け、調査員については8月20日付けで行い、前者については10月31日、後者については10月19日をもって解任した。

指導員は、基本的には15調査員につき1名の割合で配置したが、今回の調査では、このほかに調査環境整備対策のための指導員を特別に配置して、調査困難地域等の調査について関係者への事前の協力依頼、調査員に同行しての実地指導、非協力世帯の調査などに当たらせることとした。

調査員は、原則として1調査区に1名配置したが、特に今回の調査では、プライバシーに関する問題意識の高まりを考慮して、顔見知り調査員を忌避するような地域については、離れた地域の調査員を当てるなどの配慮をお願いした。

プライバシー問題対策

今回の国勢調査の企画に当たり、最も配慮した点はプライバシー問題に対する対策であった。プライバシーあるいはプライバシー権とは何かということについては、ここでは触れないが、近年、国民の間に莫然とした概念としてであろうが、プライバシー問題に関する意識の高まりが認められる。

この問題に関する組織的な動きとしては、「国民総番

号制に反対し、「プライバシーを守る中央会議」の運動があげられる。同会議は、昭和47年に結成され、前回国勢調査の際も8項目からなる要求事項の申入れがあったが、運動の開始が遅かったとし、昭和55年国勢調査の際は早くから運動を展開すると予告していた。今回は、昭和54年6月15日に総理府総務長官に対し、10項目からなる要求の申入れがあった。この中に調査票は厳封して回収するよう要求があったが、これについては、種々の観点から検討し、統計審議会における審議においても取上げたが、結局、調査結果の審査上の問題、内容の正確性の問題等から全面的な使用については困難があり、必要に応じて利用し得るよう措置することが妥当との結論に達した。

プライバシー保護に関する基本的な姿勢については、調査企画者としても当然のことであり、調査票密封用封筒の採用もさることながら、調査員の配置についての配慮、さらには秘密の保持に関する調査員の指導の強化をお願いするとともに、指導員による代行調査の方法も採り得ることとした。

なお、プライバシーを守る中央会議とは、その後、昭和54年10月1日、55年1月18日、及び2月23日の都合3回話し合いをもったが、統計局の措置について一応の評価を示している。

実査上の問題

不在世帯に対する調査……近年、特に都市においては、共働きによる不在世帯とともに長期不在の世帯が増加しているが、調査に対する協力状況の悪化とともに、調査上大きな問題となることが予想された。調査方法上の問題としては、不在世帯用の調査票を用意し、場合によっては、第三者による代理申告あるいは聞き取り調査の方法を採ることとしたが、実際上の問題として、単身の長期不在者などは調査の対象となるかどうかの判断に困る例がある旨の報告を受けている。不在世帯は、調査員が再三訪問して調査しているが、アパートの不在世帯は、管理人の協力を得て調査している場合が多い。長期不在等で調査員が接触できない世帯の調査は、代理申告が主体になった市町村、聞き取り調査が主体になった市町村、代行調査が主体になった市町村と、市町村の事情によりかなり異っている。

なお、この問題に関して、事後報告会では次のような意見が出されている。

- 聞き取り調査、代理申告の適用範囲を広げる。
- 調査期日以前の申告を認める。

- 調査票の市町村役場への持参を認める。
- アパートの管理人等を補助調査員とする。

調査票密封用封筒の使用状況……封筒の使用数は結果的には比較的少なかったが、一部に調査員が顔見知りのため要求しにくいという意見も聞かれている。また、要求しても使用しない世帯や封をせずに提出した世帯もあったようだ。地域ブロック別に総世帯数に対する封筒使用世帯の割合を示すと、次のとおりとなっているが、マスコミの影響の大きかった近畿地方で使用率が高くなっている。

全 国……………	約1.0%	近 畿……………	約2.0%
東北・北海道…	〃 0.5	中 国……………	〃 0.5
関東甲信静…	〃 1.0	四 国……………	〃 0.4
東海北陸…	〃 0.4	九 州……………	〃 0.3

封筒を使用した世帯の調査票の記入状況は、比較的良好であったと報告のあった都道府県が、悪かったという都道府県よりやや多かったが、無記入の調査票がかなりあったことも報告されている。記入不備の調査票の補完は、ほとんど市町村から世帯への電話照会により行われている。

なお、封筒の使用に関し、事後報告会で次のような意見が出されている。

- 一度使用したのでやめるのは困難であるが、全世界帯に使用すると、便乗組も増え、市町村の対応が大変だ。
- 全く使用しないか、使用するのであれば全世界帯に使用する。
- 封筒の使用は、調査系統を乱すとともに調査員は信頼できないとの誤解を招く恐れがあるので、使用すべきではない。
- 調査項目を再検討するとともに、統計調査におけるプライバシー保護について住民のコンセンサスを心得、封筒は使用しないようにする。
- 使用するのであれば、封筒の趣旨等を世帯に十分周知させ、誤解を与えないようにする。
- 「調査票密封用封筒」という名称はよくない。

新聞等で取り上げられた問題……調査期間中に、新聞等で取り上げられた調査上の問題は全国で約60件(統計局では握したもの)あったが、その主な例は、次のとおりであり、西日本で比較的多かった。

- 調査票の事前配布・回収 (28件)
- 調査票のコピーを配布して調査 (9件)
- 一部事項を記入した調査票を配布 (7件)

その他、聞き取りで調査したもの、公民館に集めて記入させたもの、調査員の家族等が調査したもの、調査票が10

月1日までに配布されなかったものなどがあつた。これらの大部分は調査員に悪意はなく、むしろ善意からの勇み足とみられるものが多かったが、新聞に誇大に取り上げられ、その対処に苦勞された県もあつた。

苦情処理体制……8月20日に開催した調査環境対策事務打合せ会において、必要に応じ都道府県及び市町村における苦情処理の体制の整備をお願いしたが、統計局においても9月20日から10月12日までは、土・日を通じ、勤務時間外についても電話応待体制を採つた。電話照会については当初からその増加が予想されたが、統計局への電話による照会件数は、前回50年調査の時の705件から今回は1,312件と86%も増加した(調査票配布開始の9月24日から回収最終日の10月5日までの件数)。

照会の内容をみると、「調査事項について(記入方法、必要性)」が29.9%を占めているが、「調査員の選任・配置」及び「密封用封筒の使用法等」を合わせて、プライバシー保護に関するものとしてみると、これが35.7%となつており、前回に比べその割合がかなり高くなつている。

内 容	55 年 調 査		50 年 調 査	
	件 数	割 合	件 数	割 合
調査員の選任・配置	290	22.1%	208	29.5%
密封用封筒の使用法等	178	13.6	—	—
調査票の配布・取集に対する疑問	123	9.4	72	10.2
アパート・マンションの管理人が配布・取集	59	4.5	—	—
事前回収	13	1.0	21	3.0
調査に対する非協力	27	2.1	9	1.3
調査事項について(記入方法、必要性)	392	29.9	376	53.3
その他	230	17.5	19	2.7
合 計	1,312	100.0	705	100.0

事後における検討

今回の国勢調査について、その実施状況、問題点及び意見等を集約し、次回国勢調査の参考とするため、次のとおり各種の報告会を開催した。

調査員報告会……調査員による実査の状況及び問題点等についての報告並びに調査員としての経験に照らした各種の提案を行つてもらつたため、県庁所在市ほか1市を選び各10名ずつ調査員を集め、調査員報告会を開催してもらつた。会議の開催は都道府県をお願いしたが、昭和55年11月から12月にかけて実施されている。

市区町村報告会……各市区町村における調査体制、実施状況等について報告してもらつたため、都道府県にお願いし、管下全市区町村を数ブロックに分けて、市区町村報告会を開催してもらつた。この会議は、おおむね昭和55年12月から56年1月にかけて実施されている。この報告会の資料をも兼ねて各市区町村にアンケートを実施し、統計局に提出してもらつた。

地方別報告会……市区町村報告会、調査員報告会における報告の内容及び各都道府県における調査の状況等について各都道府県が報告を行い、相互に意見を交換するため、全国を7ブロックに分け、統計局主催により、昭和56年1月から2月にかけて地方別報告会を開催した。また、各都道府県から調査全般にわたる総合的な報告資料の提出を願つている。

上記の報告会とは別に、今回の国勢調査に従事した調査員及び調査を受けた世帯から、調査に関する意見を聴取し、今後の国勢調査企画上の参考とするため、それぞれアンケートを実施した。アンケートの対象は、調査員については、事後調査の調査区を本調査で担当した調査員(約3,500人)とし、世帯については、事後調査の対象世帯の中から10分の1の割合で抽出した世帯(約1万8千世帯)とし、回答は、統計局への郵送により昭和55年12月末までに回収した。

これらの事後報告会における資料や記録及びアンケートの結果については、現在、統計局において内容のとりまとめを行っているが、数多くの調査関係者の貴重な意見として、次回国勢調査に反映されることが期待される。

おわりに

今回の国勢調査において最もマスコミの注目を浴びたのは、調査票密封用封筒の問題であつた。また、世帯から統計局へかかってきた電話による苦情及び問合せは顔見知り調査員の問題と密封用封筒に関するものが多かった。

最近における国民のプライバシー意識の高まりは当初から予想されており、統計局としてもいくつかの対応策をとつたものの、地域によってはこの問題の対処にかなり苦勞されたところがあつた。結果的には、密封用封筒は、一部の地域を除いてはあまり使用されなかったが、今後の課題として今回の経験を十分生かし、事前の対策に万全を期する必要がある。

おわりに当たり、国勢調査に寄せられた都道府県、市区町村の関係職員をはじめ、国勢調査指導員、調査員各位の絶大な御尽力に対し紙上を借りて厚く御礼申し上げる。

昭和56年度 統計課のおもな業務

昭和56年度統計課の業務の概要を、各グループごとに担当の課長補佐が紹介します。このうち主なものについては、その都度お知らせしてゆく予定です。

統計資料グループ

課長補佐
木口光男

1. 統計普及改善事業

高度化する統計業務に対処し、統計事務全般の普及改善を図るため、本年度も次のとおり研修会、講習会等を開催して統計関係者の資質の向上を図るとともに、統計事務の改善、統計教育の振興につとめます。また、一般の統計に対する理解と関心を高めるため統計の日を中心に広報活動を行います。なお、統計業務の円滑な推進を期するため、県内市町村の組織化を進めて参ります。

地方統計職員業務研修(基礎、専門)、統計実務講習会、統計事務改善研究会、統計グラフ指導者講習会、統計調査員研修会、

2. 統計調査員確保対策事業

前年に引続き、統計調査の実施に際し調査員の選任が困難となっている現状に対処するため、あらかじめ統計調査員適任者を登録して調査員を確保するとともに、資質の向上、調査員相互の連絡協調を図って参ります。

事業の内容

1. 統計調査員適任者の登録
2. 登録調査員の研修
3. 統計調査員相互の連帯意識を高めるための事業
3. 行政資料の閲覧利用及び統計年鑑等の刊行

県をはじめ、国、他の都道府県、市町村等で作成、刊行している各種統計資料を中心に、行政資料、各種白書、年鑑等を集中管理して、行政施策上は勿論、広く一般県民の閲覧利用に供しています。また、統計年鑑、県勢要覧、茨城県のすがたを編集発行して統計の活用をはかります。

4. 統計大会の開催

統計関係者の自覚と認識を深め、統計事業の発展とともに県民に対する統計思想の普及を図るため、第23回茨城県統計大会(11月上旬の子定)を開催します。なお、大会席上、統計功労者の表彰を行います。

企画分析グループ

課長補佐
海野弘康

1. 所得推計について

国民所得が、国民経済計算体系(新SNA)に移行したことに伴い、県民所得の推計も国或いは各県との整合性が必要となり、従来の県民所得推計を52年度(推計値)から新方式に段階的に移行してきました。

年度	第一段階	第二段階	第三段階
54	概念調整方式 (52年度分) (53年度分) (54年度分)	県民経済計算 (55年度分) (56年度分)	県民所得推計 (57年度分)
55			
56			
57	県民経済計算 (55年度分)	県民所得推計 (57年度分)	
58	県民経済計算 (56年度分)		
59	県民経済計算 (57年度分)		

本年度も引続き、概念調整方式による推計(54年度分)を行うとともに、市町村民所得推計の指導助言を行います。

2. 茨城県産業連関表の作成について

産業連関表は、一定地域の産業構造を一つの表に集約する表ですが、茨城県産業連関表は、県経済構造の分析、県経済計画の作成及び特定施策の経済効果の測定、県民経済計算(県民所得統計)に利用する目的で、昭和58年度公表を目処に作業を進めています。本年度は第2年次に当り、電子計算機による集計・作表システムの開発及び資料収集を

調査の種類	①製造業 流通調査	②商業 流通調査	③建設業 流通調査	④事業所 生産費調査
方法等	●調査対象 ……事業所	●選定方法 …抽出調査	●調査系統 …県(直接)	●調査方法 …郵送調査
対象数	2,000	2,000	300	2,000
	計 6,300			
期間	●実施期間 7月～9月(3月間)		●対象年 前年の1年間	
規模	●大規模調査 5年毎(56年度開始)		●簡易調査 上記の中間年(毎年)	

行います。

3. 茨城県事業所経済調査について

本調査は、茨城県内における民営事業所の産業活動を総合的には握して、茨城県産業連関表の作成並びに県民所得推計の基礎資料に資するとともに、県行政資料として活用するため、4種類の調査を行います。(前ページ表)

4. 社会生活統計指標の作成について

県民福祉の向上を図るための施策等の基礎資料として、県民生活の地域・環境を統計データで記述する茨城県社会生活統計指標を作ります。

商工統計グループ

課長補佐
坪 満 長

1. 事業所統計調査

この調査は、昭和22年に第1回調査が、次いで23年に第2回調査が行われ、以後3年ごとに実施され、今回は第13回目の調査に当たります。個人経営の農林水産業を除く製造業、卸売・小売業、サービス業など県内全事業所約113,000を対象として、事業の種類や従業者数などを調査し、県内(全国)の事業所の地域別、産業別、従業者規模別などの分布を明らかにし、各種行政施策の企画立案に資するとともに、各種統計調査のための母集団、その他の基礎資料を提供する目的で実施される大がかりな調査です。

調査の方法は、7月1日現在で、市町村を経由し約2,000名の調査員によって実施します。なお今回調査からコンピューターを利用する地方分査方法が採られ、集計結果の公表を早める体制を予定しています。

2. 中小企業統計調査

毎年実施している工業統計調査の結果から抽出した約2,000の中小企業について経営の実態をは握し、中小工業施策の基礎資料を得る目的で実施するもので、今回で6回目に当たります。

調査期日は12月31日現在で、毎年実施している工業統計調査と併せて行います。調査の方法は市町村を経由し調査員によって調査を行います。

3. 工作機械設備等統計調査

製造業に属する事業所約200を対象に工作機械の設備等の保有状況を調査し行政施策の基礎資料とするもので今回

で第6回目になります。

調査の方法は、調査員によって調査を行いますが、調査期日については、本年、事業所統計調査が7月に実施されることから未定です。

4. その他

以上のほか、工業統計調査、工業動態統計調査、商業動態統計調査、商鉱工業エネルギー消費統計調査、特定サービス産業実態調査、個人企業経済調査及び法人企業投資動向調査等を実施します。

人口労働統計グループ

課長補佐
打越 幸道

1. 毎月定例的に調査を実施するもの

- (1) 労働力調査(特別調査) 抽出した約540世帯の就業不就業の状態を毎月調査。調査員が実査を担当します。特別調査は10月、3月に実施します。
- (2) 毎月勤労統計調査(特別調査) 抽出した約700の事業所の毎月の雇用、給与、労働時間についてその変動を調査します。特別調査は年1回7月分について実施します。調査方法は調査員及び県が担当。結果については調査の一部を県において月報、年報として公表します。
- (3) 茨城県常住人口調査 県内に常住する日本人の人口及び世帯について、その移動状況を明らかにし、各種行政施策上等の基礎資料とすることを目的とし、毎月実施しています。

2. 年1回調査を実施するもの

- (1) 学校基本調査 この調査は、我が国の学校教育全般に関する最も重要な調査のひとつで国の指定統計(第13号)として、昭和23年から毎年5月1日を調査期日として実施しています。

幼稚園から高等学校、盲聾、養護学校、専修及び各種学校まで県内すべての学校で、その学校数、学級数、在学者数、教職員数、卒業後の状況等が、漏れなく調査されます。

- (2) 学校保健統計調査 この調査は、毎年定期的に行われている健康診断の結果に基づき、幼児、児童、生徒の発育及び健康状態を明らかにして、学校保健行政のための

[P11へつづく]